

茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第11号

茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年茅ヶ崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

(茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センターをいう。」の次に「第15条第30号において同じ。」を加える。

第15条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。